ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第63号 発行日:令和4年5月9日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

早期解決を求める国会要請行動

70名の国会議員に早期解決をもとめて要請行動

令和4年4月18日、ノーモア・ミナマタ全国連は、約70名の国会議員に対して「水俣病の早期解決をもとめる要請行動」を行いました。

「イタイイタイ病に関心をもって取り組んできた。水俣病の議連には参加できないが、協力したい」 (吉田豊史衆議院議員(維新))、「環境委員会所属なので、国会質問を検討したい」(松木けんこう衆議 院議員(立憲))との力強い言葉をいただきました。要請メンバーからは「鹿児島選出の三反園訓衆議院 議員(無所属)の秘書さんに好意的に話を聞いてもらえた」等の感想もありました。

「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」総会. 交流会

同月19日10:00からは、衆議院第1議員会館にて、「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」の総会が行われました。会長には、篠原孝衆議院議員(立憲)が再任、事務局長は、阿部知子衆議院議員(立憲)から野間健衆議院議員(鹿児島3区、立憲)に交代、新たに事務局次長に梅谷守衆議院議員(新潟6区、立憲)が選出されました。総会では、メンバー拡大や、水俣病に関する国会質問など「議連」の活動を活発に行っていくことなどが確認されました。

11:00からは、水俣病被害者・支援者連絡会と議連のメンバーとの交流会が行われ、森正直ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟原告団長が、「早期解決のためには、政治の力が不可欠。議連の皆さんの全面的支援をお願いしたい。」と訴えました。新潟からは、皆川榮一ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟原告団長が報告しました。

13;00からは、水俣病被害者団体と支援者の交流会では、議連の新事務局長になった野間健衆議院議員が「重要な局面で重責を担うことになったが、早期解決のために全力をあげたい。」と決意を述べました。参加者全員で「水俣病の実態を明らかにする健康調査の実施を求める」環境大臣あての要請書を確認し、代表団が環境省に赴き、環境大臣に提出しました。

アイリーン・美緒子・スミスさんを迎えて映画「MINAMATA」の上映会

15:00からは、アイリーン・美緒子・スミスさんを招いて、映画「MINAMATA」が上映されました。嘉田由紀子参議院議員(無所属)や芳賀道也参議院議員(無所属)が、映画の感想や水俣病への関わりについて報告しました。



(アイリーン・美緒子・スミスさん)

水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟不当判決に対して声明

令和4年3月30日、熊本地方裁判所は、水俣病被害者・支援者連絡会のメンバーとしてともにたたかっている水俣病被害者互助会の7名が水俣病と認定するよう求めた訴訟で、原告7名全員の訴えを退ける不当判決を下しました。私たちは、4月4日、以下の声明を発表しました。

水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟判決について

熊本地方裁判所(佐藤道恵裁判長)は、3月30日、水俣病被害者互助会の7人が水俣病と認定するよう熊本県や鹿児島県に求めた訴訟で、原告全員の訴えを退ける判決をした。

判決は、一部の原告を除き、メチル水銀に高濃度に曝露したとは認められないとした。

しかし、水俣病に関する現代の医学的知見では、魚介類を介したメチル水銀曝露歴があり、四肢末梢優位または全身性の表在感覚障害を認める場合には水俣病に罹患しているといえる。水俣病の要件として高濃度曝露を求める判決は、過去の発症閾値論を前提としており、現代の医学的知見に反する。

また、判決は、原告らの症状は、メチル水銀曝露の終了から $20\sim30$ 年経過して発症しており、現代の医学的水準に基づく水俣病発生の機序に合致せず、メチル水銀由来の症状であると合理的に説明できないとした。

しかし、判決は、発症時期と医学的所見が得られた時期を混同している。メチル水銀曝露の終了から20~30年経過して水俣病との診断を受けたからといって、そのときに水俣病を発症したわけでないことは明らかである。曝露がより軽度になるにつれて潜在期はより長くなる傾向があり、曝露から発症までの最長期間を決定することはできないというのが発症機序に関する現代の医学的知見の到達点であるが、判決はこれを無視している。

さらに、判決は、原告らの医学的所見が消失と出現を繰り返しており、症状の原因が他の疾患による可能性も 否定できないとした。

しかし、水俣病の症状も他の疾患と同様に変動することは、現代の水俣病臨床研究で明らかにされており、水 俣病特別措置法も四肢末梢の感覚障害が水俣病に典型的な症状であることを前提にしている。抽象的な可能性で 四肢末梢の感覚障害を他の疾患によるものとすることは、2013年最高裁判所判決に照らしても許されない。

以上のとおり、熊本地裁判決は、現代の医学的水準に基づく水俣病の知見及び最高裁判決に照らして、到底容認できないものである。

私たちは、引き続き、水俣病被害者互助会の皆さんとも力を合わせて、すべての水俣病被害者が救済されるまで力を尽くす決意である。

2022年4月4日

ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟原告団 団長 森 正直 同弁護団 団長 園田 昭人

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1 マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬) 電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186 HP http://www.no-more-minamata.jp/





ノーモアミナマタ第2次訴訟

